

# 千葉県報

定例  
令和8年3月17日

## 目次

告示	1
○ 令和七年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領	1
○ 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	1
○ 家畜の伝染病予防検査の実施	1
○ 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	2
○ 特定調達公告	2
○ 落札者等の公告	2

## 告示

## 示

**千葉県告示第四百二十二号**  
令和七年九月定例県議会の議決を経た令和七年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。

令和八年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県告示第四百十三号

**漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第四項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。**

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和八年三月二十二日から発生する。

令和八年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域 館山漁業協同組合の地区のうち館山船形地区  
漁業の区分 一般まき網漁業

## 千葉県告示第四百四十四号

**家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、牛及び**

び水牛のブルセラ症検査、結核検査、ヨーネ病検査、アカバネ病検査、牛ウイルス性下痢検査及び牛伝染性リンパ腫検査、牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、豚のオースキー病検査、豚繁殖・呼吸障害候群検査及び豚流行性下痢検査、豚及びいのししの豚熱検査及びアフリカ豚熱検査、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家さん」という。）の高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査、鶏のサルモネラ・プロローラムによる家さんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査並びに蜜蜂の腐蛆病検査を次のとおり実施する。

令和八年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 一 実施の目的

1 牛及び水牛のヨーネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、豚の豚繁殖・呼吸障害候群及び豚流行性下痢、豚及びいのししの豚熱、家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、鶏の鳥マイコプラズマ症並びに蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

2 牛及び水牛のブルセラ症、結核及びアカバネ病、牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚のオースキー病、豚及びいのししのアフリカ豚熱並びに鶏のサルモネラ・プロローラムによる家さんサルモネラ症の発生予防のため

### 二 実施する区域

県内全域

### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している牛、水牛、めん羊、山羊、豚、いのしし又は蜜蜂で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

2 実施区域内で飼育している鶏で種卵採取を目的とするもの及び実施区域内で飼育している家さんで各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

3 実施区域内で死亡した牛の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

4 実施区域内で月齢又は推定月齢が満十八日以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

### 四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日

### 五 検査の方法

1 牛及び水牛のブルセラ症検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法）、剖検、病理組織検査、細菌検査、遺伝子学的検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査

2 牛及び水牛の結核検査にあつては、ツベルクリン検査、インターフェロングammaアッセイ、剖検、病理組織検査、細菌検査、組織検体の遺伝子学的検査、疫学的検査

- 3 牛及び水牛のヨーネ病検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、遺伝子学的検査、ヨーニン検査、血清学的検査(補体結合反応)、疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査
- 4 牛及び水牛のアカバネ病検査にあつては、血清学的検査(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査
- 5 牛及び水牛の牛ウイルス性下痢検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法及び中和試験)、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 6 牛及び水牛の牛伝染性リンパ腫検査にあつては、疫学的検査、臨床検査、剖検、血液学的検査、血清学的検査(酵素免疫測定法)、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査及び病理組織検査
- 7 牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては、疫学的検査及び臨床検査
- 8 豚のオーエスキー病検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法、ラテックス凝集反応、中和試験及び抗体識別酵素免疫測定法)、疫学的検査及び臨床検査
- 9 豚の豚繁殖・呼吸障害症候群検査にあつては、血清学的検査(間接蛍光抗体法及び酵素免疫測定法)、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 10 豚の豚流行性下痢検査にあつては、血清学的検査(中和試験)、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 11 豚及びいのししの豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、血清学的検査(酵素免疫測定法及び中和試験)、血液学的検査及び臨床検査
- 12 豚及びいのししのアフリカ豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、血液学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 13 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応及び赤血球凝集反応)、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 14 鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査にあつては、血清学的検査(凝集反応)
- 15 蜜蜂の腐蛆病検査にあつては、細菌検査(細菌培養及び脱脂乳による試験)、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 16 牛の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、酵素免疫測定法、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査
- 17 めん羊及び山羊の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査

千葉県告示第百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 五七円

画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
袖ヶ浦市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
袖ヶ浦都市計画下水道事業袖ヶ浦市第一号公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十九年十一月二十二日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 昭和四十九年千葉県告示第九百六十二号、昭和五十五年千葉県告示第五百八十四号、昭和五十八年千葉県告示第二百六十八号、昭和六十一年千葉県告示第六百七十五号、昭和六十三年千葉県告示第三百十八号、平成元年千葉県告示第八百六十二号、平成七年千葉県告示第六百七十六号、平成十一年千葉県告示第四百四十三号、平成十五年千葉県告示第三百五十八号、平成十七年千葉県告示第四百六十七号、平成二十三年千葉県告示第二百八十五号、平成二十四年千葉県告示第二百五十四号、平成二十六年千葉県告示第二百三十七号、平成二十六年千葉県告示第七百十八号、平成三十一年千葉県告示第四百十五号、令和六年千葉県告示第六百六十五号、令和六年千葉県告示第三百四十三号及び令和七年千葉県告示第七十四号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

- (一) 袖ヶ浦市坂戸市場字上宮ノ下及び字中宮ノ下の全部の区域並びに坂戸市場字下川端及び字上川端並びに神納字下柳原、字田島及び字中川原東の各一部の区域
- (二) 袖ヶ浦市坂戸市場字坂戸山及び字下宮ノ下並びに神納字柳原、字三俣新田及び字西出津地内

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公称

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和八年三月十七日

なわやからば無民プラザ所収

小沢 啓一

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県

購読申込先 〇四三(二二三)二六五八